

## ディスポーザ排水処理システムの取扱いの考え方について

### ま え が き

ディスポーザ排水処理システムについては、平成10年に旧建築基準法第38条に基づく建設大臣認定がなされ、これを受けて当時の建設省下水道部は、当該建設大臣認定を受けたシステムを「適切な維持管理が行われる限りにおいて下水道に接続する排水設備として適当である。」と判断し、地方自治体に対し事務連絡がなされた。

また、(社)日本下水道協会は、会長の要望を受け、当該システムの設置等の取扱いに関する当面の標準的な対応策として、平成10年12月、「ディスポーザ排水処理システム等の取扱いの考え方」を取りまとめた。

この大臣認定制度は、平成12年6月廃止されたが、(社)日本下水道協会は、会員の要望に基づき、下水道に接続できる排水設備として適当なシステムに関する性能等及び評価の基準として、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」を作成した。

そして、これらに伴い、上記の「考え方」について、所要の改正を行うこととした。

この取りまとめに当たられた排水設備等制度調査専門委員会の重点の方々に謝意を表する次第である。

平成13年6月

社団法人日本下水道協会

## ディスポーザ排水処理システムの取扱いの考え方

### 1. 趣 旨

この考え方は、旧建築基準法第 38 条に基づく建設大臣認定（以下「建設大臣認定」という。）を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（以下「基準（案）」という。）に適合する評価を受けたディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な維持管理を確保するために必要な取扱いについての考え方を取りまとめたものである。

### 2. 定 義

- (1) システムとは、生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、建設大臣認定を受け又は基準（案）に適合する評価を受けたものをいう。
- (2) メーカーとは、システムについて建設大臣認定を受け又は基準（案）に適合する評価を受けた者をいう。

### 3. 関係書類の添付

市（町村）長は、条例（標準下水道条例（平成 12 年 4 月 25 日衛環第 47 号・建設省都下企発第 14 号）をいう。以下同じ。）第 5 条に基づき、システムの新設又は変更に係る計画の確認を受けなければならない申請者（以下「申請者」という。）に対し、申請書に別紙の当該システムに関する書類を添付させる。

### 4. 維持管理に関する指導

- (1) 市（町村）長は、条例第 5 条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の事項の遵守を求める。

当該システムについて、市（町村）長が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。

当該システムの維持管理について、専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

当該システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理事業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を 3 年間保存すること。

その他市（町村）長の維持管理に関する指導に協力すること。

- (2) 市（町村）長は、当該システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求める。
- (3) 市（町村）長は、当該システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講じる。

### 5. 使用者の地位の承継

市（町村）長は、条例第 5 条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者が当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであることを指導する。

#### 6. 排除の停止、制限又は改善命令

市（町村）長は、システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷し若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第 13 条又は第 18 条に基づき、当該システムの設置者又は使用者に対し、排除の停止若しくは制限又は当該システムの改善の命令を行うことができる。

#### 7. メーカーに対する指導

市（町村）長は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次の事項を指導する。

システムの販売に当り、申請者に対し、当該システムの維持管理については専門の維持管理事業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

申請者に対し、市（町村）長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

市（町村）長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(別紙)

システム関係書類

[ ] 一般事項に関する書類

1. 認定書(写)又は適合評価書(写)

2. 設置場所案内図

3. 建築物配置図

4. 工程図

5. 施工事業者

6. 維持管理業者

7. 排水設備設計図

(1) 建築平面図

(2) 排水施設図

(3) 給排水設備図

[ ] 仕様書

1. ディスポーザ

2. 排水処理槽

3. 算定根拠

[ ] 維持管理計画に関する書類

1. 維持管理体制

2. 処理水質基準

3. 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度

[ ] その他

1. 維持管理業務委託契約書(写)又は維持管理業務委託契約確約書

2. 指定施工業者一覧表

3. 指定維持管理事業者一覧表

4. 使用者承継確約書

その他建設大臣認定における認定内容又は基準(案)との適合性を判断するために必要な書類。

(注) 1. 下線部は、最小限必要な書類である。

2. 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書(写)を提出することを、申請者である建築物に係る開発事業者等が市(町村)長に確約するものである。

3. 「使用者承継確約書」とは、使用者がシステムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い前記4(1)の遵守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が市(町村)長に確約するものである。

## [ 解 説 ]

### 1. 趣 旨

(1) この「考え方」は、建設大臣認定を受け又は基準（案）に適合する評価を受けたシステムの下水道への接続及び接続後の取扱いについて、基本的な考え方を取りまとめたものである。

なお、建設大臣認定を受けたシステムについては、認定制度自体が廃止された後においても、旧建設省下水道部の「排水設備として適当である」旨の判断が継続するものである。

この「考え方」を参考として、各市町村は、その実情に応じて、条例、規則、要綱（要領その他これに類するものを含む。以下同じ。）等により、その取扱いの方法等を定めることが望ましい。この場合、「考え方」の4、5、7は、行政指導（一定の行政目的を達成するため、特定の者に対し任意の協力を求める法律上の強制力を伴わない事実行為）として定めることを想定しているが、これを行政処分（その内容を相手方に対し強制し、実現する法的行為）として定めるときには、条例自体に規定するか、又は条例に委任規定を設けた上で（規則又は要綱の根拠となる委任規定がない場合には条例改正が必要になる。）規則又は要綱に規定することとなる。

(2) 現在、すでに単体のディスポーザの使用を条例等で禁止している市町村においては、その禁止条項箇所に「（建設大臣認定を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成したディスポーザ排水処理システム性能基準（案）に適合する評価を受けたものを除く。）」又は「（排水処理槽を有するディスポーザで市（町村）長が認めるものを除く。）」等の条文を追加する等により、条例等を改正することが望ましい。

(3) 「考え方」中の下水道条例は、標準下水道条例をいい、「考え方」は標準下水道条例の規定を念頭に置いてまとめているので、各市町村の下水道条例の規定に置き換え、必要な修正を加えて読む必要がある。

(4) システムは、他の機器と一体となって下水道法上の排水設備を構成するものであるため、下水道法はもちろん、排水設備に関する条例等の関係規定がそのまま適用されるものである。したがって、「考え方」では特にシステムに関して適切な維持管理を確保するために必要な事項のみを取り上げればよいのであるが、便宜上、排水設備に関する条例等の規定であっても、重要なものは「考え方」で取り上げている（例えば「考え方」の6）。

### 2. システムの維持管理の指導

(1) 建設大臣認定を受けたシステムは、適切な維持管理が行われる限りにおいて下水道に接続する排水設備として適当であるとされており、また基準（案）では、システムが適切に維持管理されることが、システムの適合評価の条件であるとともに、またメーカーは、その旨を使用者に了知させることとしている。

しかし、システムの排水設備に関する計画確認時の状況やその後の維持管理状況によっては、公共下水道に影響を及ぼし、排水設備としては不適当となることがある。

そのため、排水設備の計画確認の申請時に、事前にそのシステムが適切に維持管理されるものであることの確認を行うこととし、そのシステムの関連書類の添付提出を求め、さらに設置後においても適切に維持管理されるよう指導を行うこととしている。

なお、排水投付の計画確認申請書に添付して提出すべきシステムの設置及び維持管理に関する書類を別紙に掲げ、そのうち最小限必要なものには下線を付している。

(2)「考え方」中の使用者とは、システムの維持管理に最終的に責任負う者をいい、次に掲げる者が含まれる。

独立建築物の所有者又は賃借人

賃借の集合建築物の所有者

分譲の集合建築物の所有者の代表者

(3)添付書類のチェックは、システムの適切な維持管理の確保前提となるものであり、特に維持管理業務委託契約は、システムの維持管理体制、処理水質基準、維持管理事業者が行う維持管理、清掃、水質、汚泥管理等の点検項目、点検頻度、点検結果記録の保管等を定めるもので、適切な維持管理の確保の根幹を成すものであることに十分留意する必要がある。

(4)システムの計画確認に際しては、そのシステムが建設大臣認定における配管設備の性能、構造等の認定内容又は基準(案)に適合していることを確認することが必要である。なお、建設大臣認定における配管設備に関する認定書、仕様書等は、旧建設省住宅局から建築主事へ送付されている。

(5)市(町村)長の申請者に対する維持管理に関する各種の指導は、指導書項の軽重に応じて、文書によるほか、その実効性を確保するため、その内容を確約書として申請者から提出させる方法、計画確認の条件とする方法等が考えられる。

(6)メーカーに対する指導は、建設大臣認定における認定内容又は基準(案)による評価内容と相違し、その結果、システムの適切な維持管理に支障が生ずることとなるような事態の発生を考慮して、特に設けているものである。

### 3. 排水処理槽からの引抜き汚泥の取扱い及び担当部局

システムの排水処理槽からの引抜き汚泥は、公共下水道の汚泥ではないため、その取扱いは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき清掃担当部局が所管、指導するものである。

したがって、システムの計画確認の申請があったときは、清掃担当部局へ連絡するものとする。

### 4. 指定工事店との関係

システムを排水設備としたことは、当然、施工は指定工事店が行うことになる。したがって、施工業者が指定工事店の登録を受けていない場合には、新たにその登録を受け、又は既に登録を受けている指定工事店の責任の下で工事を行うことになる。